

子家発0204第1号
令和3年2月4日

都道府県
各指定都市民生主管部（局）長あて
児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について

平素より児童福祉行政の推進につきまして、格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等におかれでは「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて精力的に取り組んでいただいているところです。

国においても、各都道府県等の取組を支援するため、これまでも里親手当額や小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の職員配置等の財政支援の拡充を行うとともに、個別ヒアリングや取組事例の周知等を行ってきたところですが、各都道府県等の里親等委託率の目標については、国で掲げる目標に近いものから、現行水準にとどまるものまで、依然として地域によってばらつきがある状況です。

子どもの権利や子どもの最善の利益をどの地域においても実現していくためには、各都道府県等の取組をより一層強化する必要があります。

このため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、意欲的に取り組む都道府県等に対して、補助率の嵩上げ等の財政支援を行うため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針（以下、「実施方針」という。）を別添のとおり定めましたので、各都道府県等におかれでは、実施方針に基づき、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて、より一層の取組の強化・徹底を図っていただくようお願いします。

別 添

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針

1 「里親委託加速化プラン」に係る実施方針

(1) 財政支援の対象となる都道府県等について

財政支援の対象となる都道府県等は、(3)に定める「里親委託加速化プラン」を策定のうえ、以下に掲げる要件を全て満たす都道府県等とする。

- ① 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること。
- ② 「里親委託加速化プラン」における里親等委託率の見込値が以下の要件のいずれかに合致していること。
 - ・ 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上であること
 - ・ 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して概ね3倍以上増加していること
- ③ 「里親委託加速化プラン」における里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること。
 - ・ フォスタリング体制の構築
 - ・ 里親リクルート
 - ・ 研修・トレーニング
 - ・ マッチング
 - ・ 委託後の相談支援

(2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等は、別に定めるところにより、以下の事業について財政支援を受けることができる。

①里親養育包括支援（フォスタリング）事業

財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

②児童入所施設措置費等負担金

財政支援の内容：里親支援専門相談員加算の拡充（1名→2名）

(3) 「里親委託加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、財政支援の希望の有無に関わらず、「里親委託加速化プラン」（別紙様式1）を作成し、厚生労働省まで提出すること。

厚生労働省は、提出のあった「里親委託加速化プラン」の内容を精査し、財政支援を希望する都道府県等に対しては、毎年度、「里親委託加速化プラン」の採択を通知するものとする。

(4) 「里親委託加速化プラン」の検証・分析について

各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じてヒアリング等の実施を予定している。

2 「施設地域分散化等加速化プラン」に係る実施方針

(1) 財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、(3)に定める「施設地域分散化等加速化プラン」を策定する都道府県等であって、以下に掲げる要件を全て満たす整備計画とする。

- ① 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。
- ② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。（乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。）
- ③ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

(2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、別に定めるところにより、以下の事業について財政支援を受けることができる。

① 次世代育成支援対策施設整備交付金

財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

財政支援の内容：国庫補助率の嵩上げ（1/2→2/3）

(3) 「施設地域分散化等加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、集中取組期間内に財政支援を希望する児童養護施設及び乳児院から、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画（別紙様式2。以下「施設計画」という。）の提出又は各施設へのヒアリング等により施設計画に定める内容を聴取すること。都道府県等は、提出等のあった施設計画を踏まえて、前倒し整備を含む調整等を行い、集中取組期間における「施設地域分散化等加速化プラン」（別紙様式3）を作成のうえ、厚生労働省まで提出すること。

厚生労働省は、提出のあった「施設地域分散化等加速化プラン」の内容を精査し、財政支援を希望する都道府県等及び整備計画に対して、「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を通知するものとする。なお、(4)に基づく検証・分析や、整備計画の追加等により「施設地域分散化等加速化プラン」の見直しの必要が生じた場合には、追加で採択等を行うものとする。

(4) 「施設地域分散化等加速化プラン」の検証・分析について

各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じてヒアリング等の実施を予定している。

【別紙様式1】「里親委託加速化プラン」(暫定版：現行計画ベース)

令和6年度末 令和5年度末 令和4年度末 令和3年度末 令和2年度末 令和元年度末										
	実績	見込	実績	差引	見込	実績	差引	見込	実績	差引
児童未満	42,288人	41,480人	-	-	40,672人	-	-	-	39,054人	-
児童人口	3歳以上～就学前	46,900人	46,056人	-	45,212人	-	-	-	43,524人	-
学齢期以降	216,480人	212,428人	-	-	208,375人	-	-	-	200,269人	-
合計	305,668人	298,964人	0人	-	294,259人	0人	-	-	282,841人	0人
必要代行者数	3歳以上～就学前	69人	67人	-2人	65人	-65人	-63人	-61人	-61人	-59人
学童期以降	56人	58人	-2人	-58人	60人	-60人	-62人	-64人	-64人	-66人
合計	484人	475人	-9人	-475人	466人	-466人	-457人	-447人	-447人	-437人
里親委託員数	3歳未満	609人	600人	-9人	591人	0人	-591人	-582人	-572人	0人
里親等委託員数	3歳以上～就学前	21人	22人	-1人	22人	-22人	-23人	-23人	-23人	-24人
合計	14人	16人	-2人	-16人	18人	-18人	-20人	-20人	-22人	-24人
登録里親数	3歳未満	76人	78人	-2人	78人	-80人	-82人	-84人	-84人	-86人
合計	111人	116人	-5人	-116人	120人	0人	-120人	-125人	-129人	0人
登録里親数	未委託里親数	193人	206人	-13人	219人	-206人	-219人	-232人	-245人	-258人
合計	63人	67人	-4人	-67人	71人	-71人	-75人	-80人	-80人	-85人
里親委託員数	未委託里親数	127人	136人	-9人	145人	-136人	-145人	-154人	-163人	-173人
合計	42人	36人	-6人	-36人	36人	-36人	-36人	-36人	-36人	-36人
特別養子縁組成立件数	3歳未満	445人	445人	-0人	471人	-445人	-471人	-497人	-524人	0人
里親等委託率	3歳未満	30.4%	32.8%	-2.4%	34.8%	-30.4%	-30.4%	-36.5%	-37.7%	-40.7%
合計	3歳以上～就学前	25.0%	27.6%	-2.6%	30.0%	-25.0%	-25.0%	-32.3%	-34.4%	-36.4%
合計	学齢期以降	15.7%	16.4%	-0.7%	17.2%	-15.7%	-15.7%	-17.9%	-18.8%	-19.7%
合計	合計	18.2%	19.3%	-1.1%	20.3%	-18.2%	-18.2%	-21.5%	-22.6%	-23.8%
取組項目	取組の指標	課題								
フォースターリング体制の構築	・フォースターリング復興実施数	今後の取組								
リクリュート・広報	・新規里親割賦制度全般	課題								
マッチング	・全額後の里親に対する研修開催回数	今後の取組								
委託後相談支援	・里親不調査件数	課題								

「里親等委託推進ラジオ」記載要領

1. 児童人口について
 - ・各年度末時点における児童（18歳未満）の人口を年齢区分ごとに計上すること。
 2. 代替養育が必要な児童数について
 - ・各年度末時点における代替養育が必要な児童数を年齢区分ごとに計上すること。
 - ・代替養育が必要な児童数を見込む際は、近年の児童虐待相談件数や通告件数の増加等、潜在的需要を踏まえて見込むこと。
 - ・代替養育が必要な児童数等委託児童数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、児童の状態や希望等に基づき見込むこと。
 - ・毎年度、見込みと実績の比較を行い、実績が見込みを下回る場合には、次年度以降の代替養育を必要とする児童数を修正すること。
 3. 里親等委託児童数について
 - ・各年度末時点における里親等委託児童数を年齢区分ごとに計上すること。
 - ・里親等委託児童数等については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、児童の状態や希望等に基づき見込むこと。
 - ・毎年度、見込みと実績の比較を行い、実績が見込みを下回る場合には、これまでの里親等委託推進の取組内容が適切かどうかが検証・分析を行い、取組内容の見直しを行うこと。
 4. 登録里親数について
 - ・各年度末時点における登録里親数等を計上すること。
 - ・登録里親数等については、家庭養育優先原則の理念に基づき、里親等委託が必要な児童数を適切に見込んだうえで、必要となる数を見込むこと。
 - ・毎年度、見込みと実績の比較を行い、実績が見込みを下回る場合には、これまでの里親等委託推進の取組内容が適切かどうかが検証・分析を行い、取組内容の見直しを行うこと。
 5. 特別養子縁組成立件数について
 - ・各年度における新規成立件数を計上すること。
 6. 里親等委託推進に向けた取組について
 - ・項目ごとに、以下の指標例も参考のうえ、里親等委託推進に向けた取組の指標及び目標を設定すること。その際、検証・分析可能な定量的指標を出来る限り設定すること。
- (取組指標例)
- ① 乳幼児里親委託率
 - ② 里親養育の不調数
 - ③ フォスティング接觸実施数
 - ④ フォスティング接觸実績（開拓数、研修、支援、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援）
 - ⑤ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数（里親種別ごと）
 - ⑥ フアミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託児童数
- ・項目ごとに、これまでの取組や、設定した指標の現状について記載すること。
- ・項目ごとに、現状と設定した指標及び目標とを検証・分析を行い、その結果明らかとなつた課題を記載すること。
- ・課題を解決し目標を実現するために今後必要となる取組内容を検討し記載すること。
- ・里親等委託児童数や登録里親数等の見込みと実績の比較とあわせて、毎年度、前年度の取組内容の検証・分析し、その結果を踏まえ課題や取組内容の見直しを行うこと。